平成２７年（フ）第１９２号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目４番52―101号
債務者　株式会社Ｄｅｌｓ
代表者代表取締役　高橋　利博
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２号
仙台市青葉区五橋２丁目７番９―304号
債務者　有限会社安斎埋木店
代表者代表取締役　安齋　博雄
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　清史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
香川県丸亀市土器町西２丁目793番地
債務者　有限会社城東電化センター
代表者取締役　徳永　　篤
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３９６号
那覇市泉崎２丁目46番地
債務者　株式会社サザンロード
代表者代表取締役　奥田　泰子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　恵実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前11時30分
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４１号
福岡市南区塩原１丁目10番27号
債務者　株式会社エフコム電子
代表者代表取締役　屋田　益和
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２３号
大阪府豊中市服部南町３―１―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市南桜塚４丁目５番23号
債務者　株式会社島津ホーム
代表者代表取締役　増田　哲朗
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０号
神戸市中央区割塚通４丁目２番10号メゾン王子803号室
債務者　有限会社柏原電気工業
代表者取締役　柏原　宏二
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０号
大阪市都島区都島中通３丁目13番24号
債務者　株式会社創心
代表者代表取締役　永井　忠男
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番22号
債務者　有限会社柳生建設
代表者代表取締役　柳生　昭弘
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
埼玉県蕨市南町３丁目25番11　クリーンハイツ恵比寿101
債務者　株式会社ジュエリーユウキ
代表者代表取締役　内木　　勇
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４号
神戸市長田区戸崎通３丁目５番９―２号
債務者　株式会社シンプウ
代表者代表取締役　大束　薫男
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００号
大阪府摂津市正雀本町２丁目21番１号
債務者　有限会社イー・ティー・ワン
代表者代表取締役　田中　康造
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
高知県宿毛市中央５丁目２番27号
債務者　協同組合宿毛専門店会
代表者代表理事　中田　常博
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１号
兵庫県明石市硯町２丁目７番26―703号
債務者　株式会社ホワイトイーグル
代表者代表清算人　アルベハデリ・ハイテム・ケイエイチ・フマディ
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前11時
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１１７号
福岡県朝倉郡筑前町大久保114番地、住民票上の住所福岡県朝倉郡筑前町大久保162番地33
債務者　上野　正明
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫牟田洋志
4　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
愛媛県新居浜市桜木町13番16号
債務者　藤田　賀久
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
松山地方裁判所西条支部